

議案第 158 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 48 号）第 3 条の規定により議決を求める。

平成 22 年 9 月 1 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 小型水槽付消防ポンプ自動車 5 台
- 2 取得先 東京都港区西新橋三丁目 2 5 番 3 1 号
株式会社モリタ東京営業部
部長 城賀本 守
- 3 取得価格 169,575,000 円
- 4 取得理由 火災現場における消火活動に充てるため。